

# 「市民マナー条例」にご協力を！

問い合わせ 環境課 ☎382050

平成十九年六月一日、「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」を施行しました。この条例は、路上喫煙や夜間花火などを禁止し、市民の皆さんの清潔・安全・快適な生活環境を確保することを目的としています。条例の目的をご理解いただき、皆さんのご協力をお願いします。「条例」の主な内容は、次のとおりです。

## 【歩行喫煙の禁止】

道路・公園・広場などの公共の場所では、歩行中や自転車に乗車中の喫煙は禁止されています。歩行中の喫煙は、受動喫煙の防止およびたばこの火によるやけど、また衣服を焦がしたりする危険性がありますので、やめてください。喫煙するかたは、喫煙マナーを守り、周りの人への配慮をお願いします。

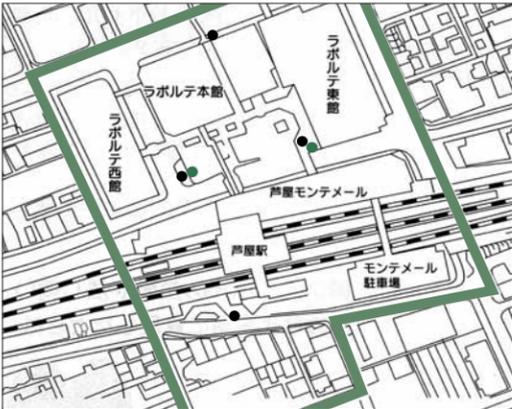
【たばこの吸い殻や空き缶などのポイ捨て禁止】  
海岸・河川・公園・広場などの公共の場所では、たばこの吸い殻や空き缶などを投げ捨てたり、放置することを、禁止します。

## 【喫煙禁止区域内の喫煙禁止】

特に、人通りが多く、歩行喫煙によるやけどなどの危険性が高く、受動喫煙やたばこの煙の臭気などで迷惑となる地区を、地元自治会などと協議し、「喫煙禁止区域」として「R芦屋駅周辺を指定しています。喫煙禁止区域内では、歩行喫煙はもちろん、喫煙指定場所以外での喫煙を禁止しています。違反

## 【夜間花火の禁止】

海岸・河川・公園・広場などの公共の場所、夜間（午後九時から午前六時まで）に花火をすることを禁止します。  
● 回転する花火  
● 走行する花火  
● 飛ばす花火



喫煙禁止区域（建物内・駅構内は除く）  
喫煙場所 ● 1F ● 2F（ペDESTリアンデッキ）



芦屋川鶴塚橋に揚げた横断幕

は、常にリードなどで制御しなければなりません。また、道路・公園・広場などの公共の場所でふんを排泄した場合は、そのふんを回収しなければなりません。散歩や運動させるときは、ふんを回収する容器などを用意してください。

## 【落書きの禁止】

道路・公園・広場などの公共の場所や他人が所有する建築物などに落書きをすることを禁止します。

## 【回収容器の設置および管理】

缶などの容器に収納した飲食物を、自動販売機により販売する事業者は、回収容器を設置し、その容器を適正に管理してください。

## 【罰則】

道路・公園・広場などの公共の場所では、夜間花火をした場合、たばこの吸い殻や空き缶などをポイ捨てした場合、飼いや犬をリードなどで制御しない場合、ふんを回収しない犬の飼い主、落書きをした者に対して、その行為の中止などを勧告または命令をします。

## 【美化推進員】

この条例の目的を達成するための啓発活動などに取り組んでいただくため、各自治会から推薦いただいたかたを、美化推進員さんとして委嘱しています。歩行喫煙の防止などには、市民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。で、美化推進員さんとの連携で、清潔で安全かつ快適なまちづくりにご協力をお願いします。

また、その命令に従わない場合には、十万円以下の罰金を科します。

## 【犬や猫などの適正な飼育・管理で】

「芦屋市緑ゆたかな美しいまちづくり条例」では、愛がん動物の適正な飼育および管理について定めています。ふん尿・鳴き声など、周囲に迷惑をかけていないか点検し、マナーを守った飼育方を心掛けてください。猫は、家の中で飼うようにしましょう。猫を外に出すことで、他の猫とのけんかによるストレスや伝染病に感染する機会を増やしたり、交通事故にあたりしやすいため、屋内で飼うようにしましょう。

## 死獣の引き取り

■手続き 開庁日：午後3時30分までに環境課へ。開庁日：市役所（☎31-2121）へ。持ち込みの場合は、開庁日の午前9時から午後5時（正午から午後0時45分を除く）に環境課へ。■用意するもの 飼い犬の場合は、犬の鑑札と最新年度の狂犬病予防注射済票（引き取り、持ち込みとも） ■引き取り 開庁日：午後3時30分から5時までに、職員が引き取りに伺います。開庁日：土・日曜日の場合は、月曜日の午後3時30分から5時までに引き取りに伺います。長期休日（大型連休または年末年始など）の場合は、別途広報でお知らせします ■費用 飼い主のいる動物 大型犬等（動物）1匹3,000円 / 中型犬等（動物）1匹2,500円 / 小型犬等（動物）1匹2,000円 飼い主のいない動物は無料

問い合わせ 環境課 ☎38-2050

## ペットを飼う前に まず考えて！

空前のペットブームと言われている昨今ですが、かわいがっていたはずの犬や猫を、「もう飼えなくなった」といって手放してしまう、身勝手な飼い主の存在も目立ってきています。

＜最近の飼育放棄の主な理由＞

- 引っ越しや離婚
- 飼い主の病気や死亡、老人施設への入居
- 犬のかみ癖（人や他の犬に対して）
- 犬の無駄吠えによる、近隣からの苦情
- 家族の動物アレルギー
- ペット禁止マンションでのトラブル
- ペットの高齢化による介護の負担



一時の気まぐれや思いつきで、安易に飼い始めるのではなく、本当に最後まで飼うことができるのかを家族全員でしっかりと考えてから、犬種特性なども検討して、自分たちに合ったペットを選びましょう。犬をしっかりとコントロールできるように、しつけ方の勉強をすることも大切です。

## ペットを飼う前に考えておきたい10項目

### ■10項目の質問

- ペットを飼える住宅に、住んでいますか？
- 飼いたいペットは、あなたのライフスタイルや体力に合っていますか？
- 転居や転勤の予定は、ありませんか？
- 家族全員が、ペットを飼うことに賛成していますか？
- 家族に、動物アレルギーの人はいませんか？
- 10年以上、毎日の世話を時間と手間をかけられますか？
- 近隣へ迷惑をかけないよう、配慮したり、しつけができますか？
- ペットの一生にかかる、経済的な負担を、考えてみましたか？
- 高齢になったペットの、介護をする心構えはありますか？
- 万一、飼えなくなった時のことを、考えていますか？

### ■結果はどうでしたか？

この10の質問すべてに「はい」と答えられない場合には、今は飼うのをあきらめた方が良いのかもしれませんが、後になって後悔しないために、よく考えておきましょう。

## 「市民マナー条例」の一部改正(案)を市議会に提出

### 【提出案の概要】

#### ■花火等禁止区域の指定

潮芦屋ビーチ周辺は、市内で最も花火等をする人が多く、住居も接近していることから苦情が絶えない地域であり、花火等による騒音から住民の平穏な生活環境を守るため、終日花火等を禁止する区域に指定します。

違反者には、指導・勧告、命令し、命令に従わない者は、罰金（10万円以下）が、科せられます。

■施行期日 7月1日（予定）